

## 恩田原・片山地区

# 新しい住所のお知らせ

令和8年1月10日（土）から

住 所 が 変 わ り ま す

住所変更対象土地

- ・駿河区恩田原 1-6～23-3
- ・駿河区片山 2-4～26-10
- ・駿河区大谷 694-1、936-11、938-9(字の区域の変更)

貴所の新しい表し方は、

同封の「住所変更通知書」  
をご覧ください。



静岡市

恩田原・片山土地区画整理事業についてのお問い合わせは

静岡市恩田原・片山土地区画整理組合事務局 電話：054-654-5777  
FAX：054-654-5778

恩田原・片山地区の住所変更についてのお問い合わせは

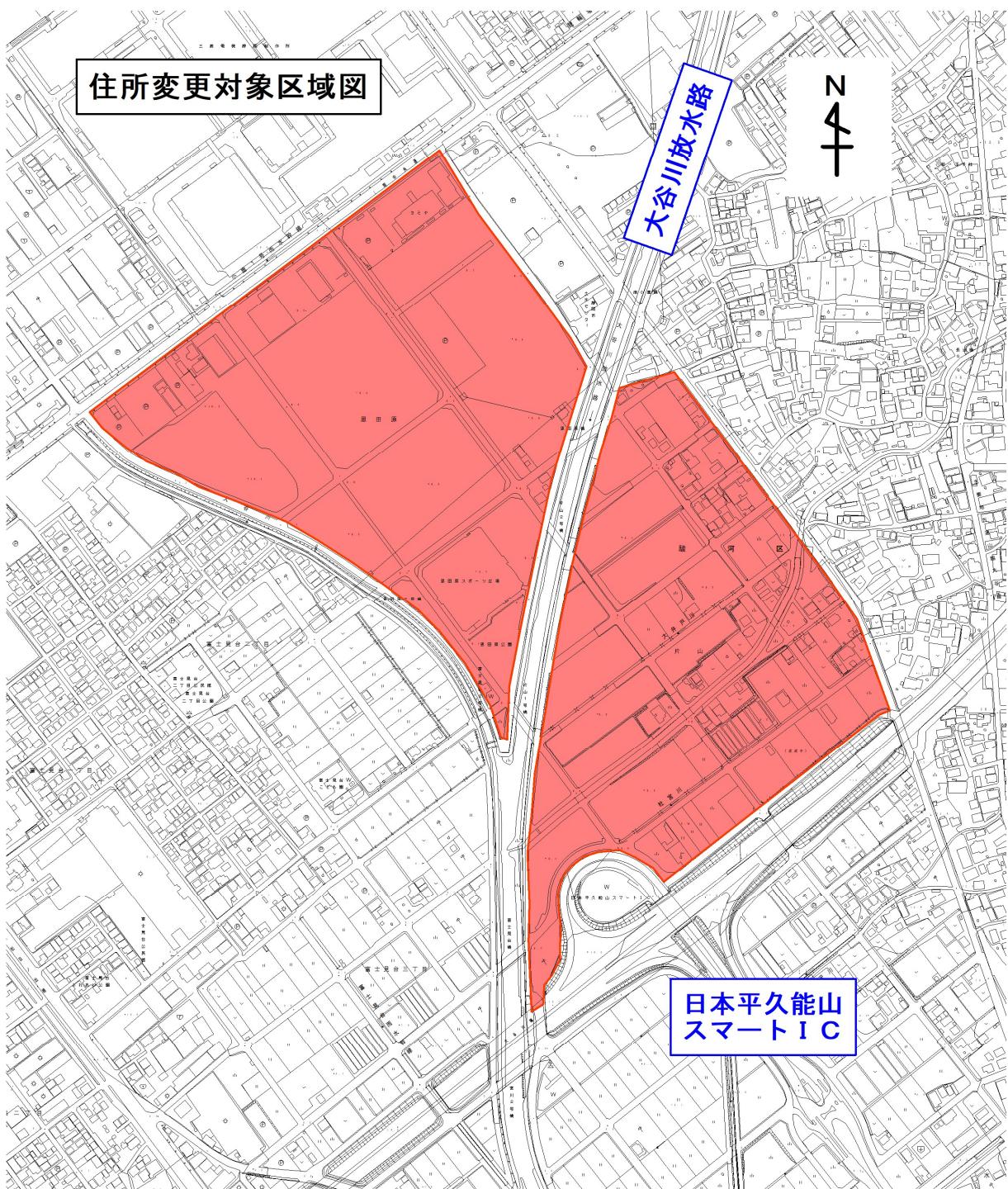
静岡市役所 大谷・小鹿まちづくり推進課 電話：054-238-1980〔直通〕  
不動産登記、会社・法人登記についてのお問い合わせは

静岡地方法務局本局 電話：054-254-3555〔自動音簡〕

令和8年1月10日（土）に、静岡市恩田原・片山土地区画整理事業の換地処分に伴い、土地の地番が変わった方は、住所が変更になります。

みなさまのご自宅の住所（会社等の所在地）は、同封の「**住所変更通知書**」に記載のとおりに変わりますので、令和8年1月10日（土）以降は、この新しい住所（所在地）をお使いください。

なお、郵便物については、実施後の約1年間は、旧住所（実施前の住所）でも配達されます。お知り合いの方などへは、郵便局からみなさまへ別途配達される「通信無料はがき（住所変更のお知らせ用）」や、次回の時候の挨拶などの機会に、この新しい住所（所在地）を適宜お知らせください。



#### 【住所の変更】

変更前	変更後
駿河区恩田原 1-6~23-3	駿河区恩田原 1-6~115-4
駿河区片山 2-4~26-10	駿河区片山 2-4~121-1

#### 【字の区域の変更】

変更前	変更後
駿河区大谷 694-1、936-11、938-9	駿河区片山に編入

## 1 新しい住所について

---

「土地の地番 = 住所（所在地）」となります。土地区画整理事業の換地処分に伴い、地番が変更となるため、住所（所在地）が変わります。

住所の表示 (例)	静岡市駿河区 恩田原	<input type="radio"/> 番地の○ 新地番
--------------	------------	-----------------------------------

## 2 郵便番号について

---

従前の駿河区恩田原「422-8022」、駿河区片山「422-8023」の区域は郵便番号の変更がありません。

駿河区大谷の一部については、駿河区片山へ編入するため、郵便番号が変更となります。

新郵便番号	駿河区大谷の一部 ※片山に編入 変更前：422-8017 → 変更後：422-8023 (大 谷) (片 山)
-------	---

## 3 本籍と不動産の表し方について

---

本籍と不動産（土地等の所在地）の表し方についても、土地区画整理事業の換地処分に伴い、地番が変更となります。

本籍等の表示 (例)	静岡市駿河区 恩田原	<input type="radio"/> 番地 <input type="radio"/> 新地番
---------------	------------	---

※ 本籍が変更となる方には、令和8年1月13日（火）以降に、「**本籍変更通知書**」が静岡市戸籍住民課から別途送付されます。

## 4 証明書コンビニ交付サービスのご利用について

---

1月9日(金)17時から13日(火)17時15分まで、住民票及び戸籍の情報を新しい住所・本籍へ更新するため、証明書コンビニ交付サービスのご利用がいただけません。

13日(火)17時15分以降は、通常通りご利用いただくことができます。ご不便をおかけしますが、あらかじめご承知おきください。

## 5 本しおりに同封の資料等について

No.	項目	備考
(1)	<b>住所変更通知書 ※令和8年1月10日以降にお使いください。</b>	各世帯の住所（各会社等の所在地）の変更内容をお知らせするものです。住民票の世帯員1人または1会社等につき、2通（用紙1枚）同封されています。 「住所変更通知書」は、各種の住所変更手続きの際に、証明書類としても利用できますので、点線で切り取って1通ずつご使用ください。 <b>なお、提出先によっては、コピーの提出で可能な場合等もありますので、各提出先には予めご確認されることをお奨めします。</b>
(2)	<b>不動産登記関係</b>	不動産登記の「表題部の所在欄等」は法務局が職権で変更しますが、「所有者、抵当権者等の住所欄」はご本人からの申請があるまで変更されません。法務局に提出する「登記申請書」などを同封しましたので、申請方法の詳細については、8頁以降をご覧の上、お手続きください。 <b>なお、本書類はご参考として全世帯に送付しておりますが、不動産登記に所有者等として登記されている方のみご利用いただくものです。</b>
(3)	<b>会社・法人登記関係</b>	別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。 ※会社・法人の方にのみ同封しております。 <b>なお、本書類は法人登記をしている会社・法人の方のみご利用いただくものです。</b>

## 6 住所変更通知書が不足した場合について

「住所変更通知書」が不足した場合は、同様に住所変更を証明する書類として利用できる「住所変更証明書」がございます。

「住所変更証明書」は、令和8年1月13日（火）以降、各区役所の地域総務課窓口（葵区：TEL 054-221-1595、駿河区：TEL 054-287-8697、清水区：TEL 054-354-2170）にてご請求ください（発行手数料無料）。

## 7 通信無料はがきのご利用について

みなさまがご友人やお取引先等に新しい住所（所在地）をお知らせするためにご利用いただける「通信無料はがき（1世帯・1会社等につき50枚）」が郵便局から配達されますので、是非ご利用ください。

「通信無料はがき」に関することは、【駿河区】静岡南郵便局 第一集配営業部（TEL 0570-024-908）へお問い合わせください。

なお、郵便物については、実施後の約1年間は、旧住所（実施前の住所）でも配達されますのでご安心ください。

## 8 住所変更日（令和8年1月10日）以降に必要な住所変更のお手続きについて

### (1) ご自身でのお手続きが不要な主なもの

No.	項目	備考
(1)	市役所が保管する台帳類 (住民票、戸籍、印鑑登録、学齢簿など)	原則として市で変更します。
(2)	不動産登記の <u>表題部の所在欄等</u>	法務局にて職権で変更します。 <u>※ただし、所有者、抵当権者等の住所欄はご本人からの申請があるまで変更されませんので、別途手続きが必要です。(詳細は、9頁以降をご覧ください)</u>
(3)	公共サービスなど 〔 上下水道、静岡ガス、中部電力、 NTT固定電話、NHK 〕	原則として各機関で変更します。 ※ 左記以外の事業所とご契約されている場合は、お手数ですが、各事業所へお問い合わせください。
(4)	・静岡県国民健康保険資格確認書 (資格確認書を交付されている人のみ) ・後期高齢者医療資格確認書	住所変更日以降、新しい資格確認書をお送りします。 届くまでは、今のものを引き続きお使いください。 駿河区 保険年金課 保険第1係 TEL054-287-8612 保険第2係 TEL054-287-8621
(5)	介護保険被保険者証	住所変更日以降、新しい被保険者証をお送りします。 届くまでは、今のものを引き続きお使いください。 静岡市役所 介護保険課 保険料係 TEL054-221-1292
(6)	・子ども医療費受給者証 ・ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ・児童扶養手当証書	住所変更日以降、新しい受給者証をお送りします。 届くまでは、今のものを引き続きお使いください。 駿河福祉事務所 子育て支援課 TEL054-287-8674 TEL054-202-5815

※ 各台帳類の住所変更作業が完了するまでの間、通知等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。

各項目のお手続き方法などの詳細は、お手数ですが、各届出先へお問い合わせください

## (2) ご自身でのお手続きが必要な主なもの

### 自動車運転免許証

No.	項目	届出先	届出時期	必要なもの
(1)	自動車運転免許証 <u>(住所のみ変更)</u>	県内警察署の免許窓口 または 県内各運転免許センター （中部運転免許センター TEL 054-272-2221）	住所変更日以降	(1) 自動車運転免許証 (2) 住所変更通知書
(2)	自動車運転免許証 <u>(本籍のみ変更)</u>	県内警察署の免許窓口 または 県内各運転免許センター （中部運転免許センター TEL 054-272-2221）	本籍変更通知書 が届いてから	(1) 自動車運転免許証 (2) <u>本籍変更通知書</u> ※この通知書は実施日以降、変更対象の方にのみ送付されます。
(3)	自動車運転免許証 <u>(住所と本籍の変更)</u>	県内警察署の免許窓口 または 県内各運転免許センター （中部運転免許センター TEL 054-272-2221）	本籍変更通知書 が届いてから	(1) 自動車運転免許証 (2) 住所変更通知書 (3) <u>本籍変更通知書</u> ※この通知書は住所変更日以降、変更対象の方にのみ送付されます。

### 社会保険証（勤務先の健康保険・任意継続の健康保険）

項目	届出先等
健康保険の住所変更	勤務先に住所変更の届出をして頂くことで、勤務先が手続きを行います。 任意継続の方は、健康保険組合等に直接手続きが必要となります。

## 年金関係

No.	項目	届出先等
(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金・国民年金を受給されている方</li> <li>・国民年金保険料を納付している方</li> </ul>	<p>届出は原則不要です。</p> <p>※ただし、マイナンバーと基礎年金番号が未連携の方、住民票の住所とは別に年金関係書類の送付先を換地処分の対象区域内に設定している方、成年後見を受けている方等は<u>届出が必要です</u>。詳しくは、静岡年金事務所（TEL054-203-3707）へご確認ください。</p>
(2)	厚生年金保険料を納付している方	勤務先に住所変更の届出をして頂くことで、勤務先が手続きを行います。

## 障害者手帳など

No.	項目	届出先・届出時期	必要なもの
(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	<b>届出時期</b> 住所変更日以降、隨時	
(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害者医療費助成金受給者証</li> <li>・自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院）</li> <li>・障害福祉サービス受給者証</li> <li>・通所受給者証</li> <li>・上記の他、各区役所障害者支援課から交付された受給者証類</li> </ul> <p>※ 次回の受給者証の更新の際に、新たな住所の表記になります。  <u>現在お手持ちの受給者証はそのまま利用可能ですが、新住所への表示の切り替えを希望される場合は、個別に各区役所へお申し出ください。</u></p> <p>※ 静岡市以外の自治体が発行する受給者証の扱いについては、管轄する自治体の窓口にお問い合わせください。</p>	<b>届出先</b> 各区役所の障害者支援課 ◆葵区障害者支援課 TEL 054-221-1099 054-221-1589 ◆駿河区障害者支援課 TEL 054-202-5818 054-287-8690 ◆清水区障害者支援課 TEL 054-354-2106 054-354-2168  (1) 各手帳・受給者証 (2) 住所変更通知書	

## マイナンバーカードなど

項目	届出先・届出時期	必要なもの
<b>カード券面の住所欄を修正します</b> ので、実施日以降に必要なものをお持ちになってお届けください。		
マイナンバーカード  	<p><b>届出時期</b> 住所変更日以降、隨時</p> <p><b>届出先</b> 各区役所の戸籍住民課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆葵 区戸籍住民課 TEL 054-221-1110</li> <li>◆駿河区戸籍住民課 TEL 054-287-8611</li> <li>◆清水区戸籍住民課 TEL 054-354-2130</li> </ul>	<p>マイナンバーカード</p> <p><u>※住民基本台帳用の暗証番号(4桁数字)の入力が必要になりますので、暗証番号を事前に確認のうえ、お越しください。</u></p> <p>※暗証番号が不明の方は、<b>ご本人であれば</b>、その場で再設定しますので、窓口にて職員へ申出ください。</p> <p>※代理でのお手続きについては、各区役所の戸籍住民課に事前にお問合せください。</p> <p>※引続き「署名用電子証明書（e-Tax や電子申請などに使用）」の利用もご希望される方は、併せて手続きが必要ですので、その旨、窓口職員へお声掛けください。（手続きには英数字 6～16 桁の暗証番号の入力が必要です。）</p>

## パスポート（旅券）

項目	届出先・届出時期	必要なもの
パスポート（旅券）	「所持人記入欄」があるパスポートをお持ちの方は、ご自身でパスポートの最終ページ「所持人記入欄」の前の住所を二本線で消して、余白に新住所を記入し訂正してください。 ※ 修正液や修正テープでの修正は出来ません。	

## 在留カード、特別永住者証明書など

	届出先	届出時期	必要なもの
・在留カード ・特別永住者証明書	各区役所の戸籍住民課 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆葵区戸籍住民課 TEL 054-221-1061</li> <li>◆駿河区戸籍住民課 TEL 054-287-8611</li> <li>◆清水区戸籍住民課 TEL 054-354-2130</li> </ul>	住所変更日以降、隨時	・在留カード ・特別永住者証明書

## 不動産登記関係（法務局）

項目	届出先等
不動産登記 〔所有者、抵当権者等の住所変更〕	詳細は、項目9「不動産登記の住所変更について」をご覧ください。

## 会社・法人登記関係（法務局）

項目	届出先等
会社・法人登記 〔会社等の所在地変更 代表者等の住所変更〕	詳細は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。 ※ 元所在地に登記のあることが確認された会社・法人にのみ同封してあります。

## その他のもの

No.	項目	届出先等
(1)	成年後見登記	成年後見登記をされている方については、住所変更の申請を行う必要があります。詳しくは、東京法務局民事行政部後見登録課（TEL03-5213-1360）でお問い合わせください。
(2)	警備業、古物商、鉄砲・風俗許可に係るもの	静岡南警察署 生活安全課（TEL054-288-0110）にお問い合わせください。
(3)	各種免許、許可証など	それぞれの法令等に基づいて手続きの有無や方法が異なりますので、お手数ですが、各機関へお問い合わせください。
(4)	銀行、クレジットカード、保険会社など	それぞれの企業によって手続きの有無や方法が異なりますので、お手数ですが、各窓口へお問い合わせください。

※ 各種手続きの上で、代書人（司法書士等）に依頼される場合、代行手数料は自己負担となります。

## 9 不動産登記の住所変更について

### (1) 申請が必要な方

不動産登記に所有者、抵当権者等として登記されている方

※ 今回の住所変更区域外に所有等されている不動産についても、各登記所への申請が必要です。

### (2) 申請先

不動産登記を管轄する各法務局窓口 … 駿河区にある不動産の管轄は「静岡地方法務局本局」です。

〔 静岡地方法務局本局 Tel054-254-3555  
〒420-8650 静岡市葵区追手町 9 番 50 号 〕

### (3) 申請時期

期限はありませんので、次回の売買・贈与・抵当権の登記などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。区画整理区域内の不動産については、区画整理登記が完了次第（令和8年3月下旬予定）、申請可能となります。それまでは、住所変更登記や登記事項証明書等交付事務が停止されますのでご注意ください。

### (4) 申請書類等

No.	必要書類等	備 考
(1)	登記申請書 (記載例を参照)	※ 消せない黒のボールペンで記載ください（PC等で作成しても可）。 ※ 添付書類（住所変更通知書など）と一緒にまとめて左綴じにし、申請人または代理人の印でつづり目に割り印をしてください。 ※ 所有者が同一の複数の不動産については1件での申請が可能です。「登記申請書」に不動産を記載しきれない場合は、「別紙」の様式にて、残りの不動産を記載ください。
(2)	印鑑（認印）	※ 会社・法人の場合は、法務局に届出してある印
(3)	住所変更通知書	※ 登記上の住所が、住所変更通知書に記載の「実施前の住所」と異なる方は、その変更の経過を証明する書類が別途必要になります。
(4)	委任状	※ 代理人申請の場合のみ。
登記が完了しますと、登記完了証が交付されます。		

### (5) 郵送での申請

郵送で申請される場合は、書留郵便で管轄の法務局に送付ください。また、登記完了証の郵送受取を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付け・宛名記入したもの）も同封ください。

提出は、令和8年3月下旬以降に可能となります

## 記載例（一般の土地・建物）

共有の場合、複数の名義人の住所変更を  
同時に申請することも可能です。

**登記申請書**

登記の目的  
原因  
所有権 登記名義人住所変更  
令和8年1月10日 土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更

共有者 法務太郎及び法務花子の  
住所 静岡市 駿河区 恩田原 ○ 番地の —

変更後の事項  
申 請 人  
住所 静岡市 駿河区 恩田原 ○ 番地  
氏名 法務 太郎 (法務) 連絡先の電話番号 000-000-0000  
法務 花子  
静岡市 駿河区 恩田原 ○ 番地 (法務)

添付書類 登記原因証明情報  
令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 ○〇法務局 ○〇支局(出張所) 御中  
登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

以下、対象不動産の変更後の登記内容を正確に記載（換地処分通知や登記事項証明書、登記済権利証などでご確認ください）

土地

所 在	地 番	地 目	地 積
静岡市駿河区恩田原	〇〇番	宅 地	345.67 m <sup>2</sup>

建 物

所 在	静岡市 駿河区 恩田原 〇〇番地			
家屋番号	12番	種 類	居 宅	構 造
床面積	1階：123.45m <sup>2</sup> 2階：98.76m <sup>2</sup>			

捨印

法務

法務

変更後の新しい「住所」を記載  
(「住所変更通知書」に記載のとおりに)

日中に連絡  
がつく番号

「住所変更通知書」または「住所変更証明書」を添付して申請  
※変更原因が土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更であることを示す証明書類を添付することにより、非課税となります。  
※共有で同時申請する場合は、各々の証明書類と一緒に添付します。

対象不動産を管轄する法務局の名称を記載

## 記載例（一般の土地・建物）

### 委任状

捨印

法務

法務

私は、(住所) 静岡市葵区追手町 ○番○号  
(氏名) 静岡茶人 に、

下記記載の不動産に対し、(登記原因) 令和8年1月10日土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更を原因とする(登記の目的) 登記名義人住所変更 の登記申請に関する一切の権限を委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任者 (住所) 静岡市駿河区恩田原 ○番地

(氏名) 法務太郎

法務

静岡市駿河区恩田原 ○番地

法務花子

法務

記

No.	種別	郡・市・区	町・村	丁目・大字	字	地番	家屋番号
1	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	静岡市駿河区	恩田原			〇〇番	
2	<input type="checkbox"/> 土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物	静岡市駿河区	恩田原			〇〇番地	●●番
3	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
4	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
5	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
6	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
7	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
8	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
9	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						